

- 長期増分費用モデル研究会等における議論を受けて長期増分費用モデル(第8次モデル)が策定されたことを踏まえ、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。)を改正し、令和元年度以降のユニバーサルサービスコストの算定方法等について所要の規定を整備する。

■ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)の一部改正

① 長期増分費用モデルの適用方法の見直し

- 第8次モデルとして、PSTN-LRICモデル及びIP-LRICの2つのモデルが策定されたことを踏まえ、両モデルの組合せを適用することとなる条件、その場合の組合せ方法、新たに策定したIP-LRICモデルによる算定方法等に係る規定を追加。

② その他

- 第8次モデルの策定に伴い、駐車スペースのコスト配賦方法の見直し等、原価の算定方法に係る規定を一部改正。

(1) 長期増分費用モデルの適用方法の見直し

	省令改正案の概要
2つのモデルの組合せを適用することとなる条件	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の末日における接続料がPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより算定したものである場合に、ユニバーサルサービスコストの算定においても両モデルの組合せを適用。 <p>【改正省令附則第2条】</p>
2つのモデルの組合せ方法	<ul style="list-style-type: none"> 2つのモデルにより算定した補填対象額を4対1等の比率で合算。 特定比率は前年度の末日における接続料の算定において用いられた比率と同一の比率を適用。 <p>【改正省令附則第2条】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(補填対象額) = (PSTNモデルに基づく補填対象額) × (1 - X) + (IPモデルに基づく補填対象額) × X</p> <p>※ X: 特定比率。1/5、2/5、3/5、4/5、5/5のうち、前年度の末日における接続料の算定において用いられた比率と同一の比率。</p> </div>
IP-LRICモデルによる算定方法	<ul style="list-style-type: none"> IP-LRICモデルに基づく原価の算定方法は、従前の算定規則の規定を準用。 IP-LRICモデルに基づく原価の算定に当たり必要となる別表を追加。 <p>【改正省令附則第3条、附則第4条、附則別表第1～5】</p>

(2) その他(PSTN-LRICモデルの見直し)

	省令改正案の概要
駐車スペースのコスト配賦方法の見直し	<p>これまで駐車スペースのコストは、音声サービスのみ配賦され、データ系サービスへは配賦されていなかったが、局ごとに音声サービスと音声サービス以外の加入者回線数比で按分。</p> <p>【新算定規則別表第6(正味固定資産価額算定方法)】</p>
局舎に設置する電力設備の仕様の追加	<p>局設置FRT局における小規模局用電源装置の仕様について、電気通信事業者で採用されているものを追加したことに伴い、当該電源設備の設備量算定方法を規定。</p> <p>【新算定規則別表第6(正味固定資産価額算定方法)】</p>